平成２８年（フ）第８８２号
横浜市旭区善部町23番地　善部ハイツＢ棟103
債務者　福永玉喜こと　李　　玉喜
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７４号
長野県岡谷市川岸中２丁目18番29号
破産者　髙橋　　優
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第８３６号
福岡市城南区田島５丁目２番23号
破産者　八洲建材株式会社
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３２号
福岡市南区平和１丁目31番30号
破産者　株式会社ディ・エス・シー
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７７号
栃木県日光市木和田島1373番地137　プルメリア102、前住所栃木県日光市木和田島3217番地14
破産者　バチン　ルシアノ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８９０号
東京都八王子市別所１丁目18番地３グリーンハイツ堀之内201号
破産者　中村　利行
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７７号
三重県津市豊が丘１丁目36番１号
破産者　山田　貞之
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３７号
兵庫県姫路市小姓町35番地１船場西ビル２－２
破産者　有限会社大栄ハウジング
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０７６号
（最後の住所）横浜市中区山元町５丁目218番地５
破産者　被相続人亡戦松盛相続財産
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４号
最後の住所愛媛県新居浜市大生院1857番地の１
破産者　被相続人亡加藤正相続財産
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１０４号
山口県防府市国衙１丁目９番49号
破産者　山口抵抗器株式会社
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２５９号
福岡県糸島市二丈武326番地９
破産者　越口　　修
1　破産債権の届出期間　平成28年６月９日まで
2　一般調査期日　平成28年８月２日午前10時
平成28年５月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７号
横浜市中区山下町190番地
破産者　株式会社小島食器
1　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
2　一般調査期日　平成28年７月５日午後１時30分
平成28年５月16日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９９号
大分県別府市大字鶴見3970番地36　こぶし坂
破産者　楳園　伸司
1　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
2　一般調査期日　平成28年８月８日午前11時30分
平成28年５月13日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８９４号
横浜市港南区大久保３丁目23番９号　エクレール上大岡303
破産者　佐々木　徹
1　破産債権の届出期間　平成28年６月17日まで
2　一般調査期日　平成28年８月８日午前10時10分
平成28年５月16日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２２号
大阪市鶴見区緑２丁目４番29号
破産者　野中　道夫
1　破産債権の届出期間　平成28年６月17日まで
2　一般調査期日　平成28年７月25日午後２時30分
平成28年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０５６号
大阪府東大阪市新町22番２号
破産者　株式会社鶴原工務店
1　破産債権の届出期間　平成28年６月24日まで
2　一般調査期日　平成28年９月１日午後２時30分
平成28年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０２０号
東京都港区芝４丁目３番２号三田富洋ハイツ110
清算株式会社　株式会社ＮＥＸＴ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第３００２号
大阪市天王寺区生玉前町１番18号405
清算株式会社　株式会社徳九商事
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第２号
熊本県宇土市住吉町2100番地１
再生債務者　村上　裕一
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　監督委員が選任されており、再生計画認可決定の確定後３年が経過した。
平成28年５月11日
熊本地方裁判所民事第１部